

刑事施設における受刑者の公正感が職業訓練受講への動機付けにもたらす影響について

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-10-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 内山, 博之 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000027

刑事施設における受刑者の公正感が職業訓練受講への動機付けにもたらす影響について

東北学院大学 大学院人間情報学研究科人間情報学専攻
博士課程後期課程3年 内山 博之

1 研究の目的

再犯防止に向けて刑事施設では各種取組が推進されており、プログラム等の充実化や指導者の育成と並び、受刑者の処遇参加への動機付けをどのようにして高めるかが重要な課題の一つとされてきた(藤岡, 2014; 法務総合研究所, 2009)。そもそも受刑者の場合、社会生活を送る中でカウンセリングに自発的に訪れるクライアントと異なり、司法手続きによって刑事施設への収容が決定し、再犯防止の必要性に応じてプログラム等への参加を義務付けられる。そのため、必ずしもプログラム等の受講を前向きに捉えている者ばかりではなく、動機付けを高め、維持することが必要となる。こうした状況において、処遇参加への動機付けを高めるために行われている取組としては、動機付け面接や改善指導プログラム内でのフォローアップなど、犯罪心理臨床場面での個別的な働き掛けが行われてきた(藤岡, 2007)。すなわち、動機付けの問題を扱う場合には、心理学等を専門とするスタッフと受刑者との社会相互作用に焦点が当てられることが多かった。

一方、社会心理学や産業・組織心理学の領域では、集団・組織内の社会的相互作用に注目し、それらが構成員の態度や行動等にどのような影響をもたらすかが検討されてきた。その中で注目すべき概念として「公平・公正」がある。自らが上司等の権威者から公平・公正に扱われていると知覚することで、(自分にとって)不利益な結果であっても自発的に受け入れることや、指示に進んで従うこと、集団・組織に貢献する行動を取るなど、順社会的な行為が促されることが確認されている(タイラーら, 2000; 今在ら, 2013)。すなわち、個人の主観的公正知覚によって集団・組織における積極的な関与が強まることが確認されている。「公平・公正」は、矯正職員に求められる基本的な姿勢の一つとされているが、

そこでは、不適切な処遇を防止するといった観点で捉えられることが多く、「公平・公正」がもたらす肯定的な影響に焦点が当てられることはなかった。ただし、社会心理学や産業・組織心理学の知見を刑事施設に照らして考えてみると、担当職員の監督下にある受刑者が、職員から公平・公正に扱われていると認識することで、刑事施設における取組に積極的に関与することが期待できる。

本研究では、公平・公正に関する心理学的な研究を応用することで、受刑者の処遇参加を高めるための新たなアプローチ方法、すなわち組織的な働き掛けによる効果を探ることを目的としている。具体的には、再犯防止施策の一つである職業訓練に着目し、受刑者が自らに対する処遇を(不)公平・(不)公正と認識することと、そうした訓練に対する姿勢にどのような関係があるかを検討する。

2 方法

本研究では、法務省矯正局が全国の刑事施設で実施された釈放時アンケートの回答データ(令和3年実施分)について同局から提供を受け、その一部を分析したものである

(1) 調査対象者

釈放となる受刑者のうち、アンケートの趣旨や調査票の内容が目的外に使用されないこと、回答は任意であることを説明した上で記入を求め回答した者である。

(2) 分析対象

釈放時アンケートは、性別及び年齢層のほか、「矯正処遇の目標」、「謝罪・被害弁償等」、「職員」、「他の受刑者」など19領域にわたる質問から構成されている。本研究では、このうち「職員」と「職業訓練」の領域を分析の対象とした。「職員」の領域は、一番長く担当した職員について、親切さ、相談しやすさ、公平さ、信頼感、

考え方、勤務姿勢、態度、言葉遣いをそれぞれ3件方で回答を求めている。上記1のとおり、本研究では“公平さ”（選択肢：①公平、②不公平、③どちらともいえない）に注目した。一方、「職業訓練」については5項目で構成されており、このうち本研究では、今回の受刑で職業訓練を受けたかどうか（選択肢：①受けた、②受けていない）、職業訓練が社会復帰に役立つかどうか（選択肢：①役立つ、②役立たない、③どちらともいえない）、職業訓練を受けなかった理由（選択式：①応募したが、選ばれなかった、②受けたくなかった、③受けない職業訓練がなかった）の3項目を分析の対象とした。

3 結果

一番長く担当した職員に対する公平さに関する回答と、①職業訓練の有無、②職業訓練を受講しなかった理由及び③職業訓練が社会復帰に役立つかについての回答との間に関連があるか検討するためにそれぞれカイ2乗検定を行った。

公平さと職業訓練の有無については、両者の間に有意な関連が見られた ($\chi^2(2, N=10,355) = 16.26, p < .001$)。残差分析の結果、職業訓練を受講した受刑者は担当職員を“公平”であると回答することが有意に多く、また、職業訓練を受講しなかった受刑者は公平さについて“どちらでもない”と回答することが多かった (Table 1)。一方、それ以外の項目については、公平さとの間に有意な関連は見られなかった。

Table1 公平さと職業訓練受講の有無における χ^2 検定

	公平	不公平	どちらでもない	χ^2
受講あり	1639(71%)	241(11%)	406(18%)	16.26
受講なし	5544(69%)	782(10%)	1743(21%)	($p < .001$)

4 考察等

分析の結果、職業訓練を受講と、担当職員から公平に扱われたといった受刑者の知覚との間に関連が示された。本研究では、両者の因果関係を明らかにすることはできないものの、職業訓練を受講す

るに当たっては、自ら訓練に応募することが必須になることを考えると、担当職員から公平に扱われたといった主観的知覚が職業訓練の応募を促す一因になった可能性がうかがえる。

受刑者の処遇参加への動機付けを高めるためには、動機付け面接等を活用し、各受刑者の意識に働き掛けることが有効であるが、その課題の重要性や困難さを考えると、刑事施設が有する資源を十分に活用し、様々な角度からアプローチすることが求められる。受刑者にとって担当職員から受ける処遇は、刑事施設内で受ける重要な社会的サポートであり、その中でも“公平さ”は受刑者の大きな関心ごとの一つでもある (法務省, 2021)。公平・公正に着目する際、不公正の知覚がもたらすネガティブな側面に焦点が当てられることが多かったが、集団・組織における順社会的な行為を促すといった知見を応用し、実務的な研究を進めることが重要である。

引用文献

- 藤岡淳子 (2007) . 『非行・犯罪の心理学』 有斐閣ブックス
 藤岡淳子 (2014) . 『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用』 誠信書房
 法務省 (2021) . 受刑者に対する釈放時アンケート集計結果
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei26.html
 法務総合研究所 (2009) . 研究部報告 42
 今在慶一郎・内山博之・今在景子 (2013) . 矯正施設における公正な社会的相互作用と秩序の認知 『社会心理学研究』 第28巻第2号 94-103
 Tyler, T., R. J. Boeckmann, H. J. Smith, & Y. J. Huo (1997). 『Social justice in a diverse society』 . Westview Press .
 (トム・R・タイラー (他著) 大淵憲一・菅原郁夫 (監訳) (2000) . 『多元社会における正義と公正』 ブレーン出版)